

文化芸術推進基本計画（第2期）

－価値創造と社会・経済の活性化－

（抜粋）

令和5年3月24日  
閣議決定

## 前文

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。
- 我が国には、魅力的な有形・無形の文化財が数多くあり、各地で雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能が上演されるとともに、祭りや踊りをはじめとする伝統行事への参加や、日常生活における稽古事や趣味等を通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われている。こうした我が国の文化資源は、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により、今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を持つものであり、日本人自身がその価値を十分に認識して、維持、継承、発展させることが重要である。
- また、現代的な、美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術や、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッション・工業製品等の分野におけるデザインも、世代を問わず人々の心を捉え、生活の彩りと日々の活力を生み出している。さらに、AI等のデジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつある。これらは、我が国における文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを表している。
- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な感染拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなった。こうした未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された。我が国においても、文化芸術の灯を消さず、人々の心を平静かつ豊かに保つため、音楽・演劇・舞踊等の舞台芸術をはじめとして多くの文化芸術活動を支援し、次世代への継承に取り組む努力が続けられている。
- 文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。
- 国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある。また、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、地球規模の課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大している。

#### ④重点取組 4 多様性を尊重した文化芸術の振興

文化芸術の振興に当たっては、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術活動に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要であり、そのための環境整備を推進する。障害者に関しては、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、文化芸術活動への参画を促進するとともに、外国人に対する日本語教育の充実を図るなど、文化芸術による多様な価値観の形成及び共生社会の実現を促進する。

さらに、文化芸術に関わる様々な主体が自らの能力を最大限に発揮していける環境を整備し、広く社会全体で文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動の推進に当たっての多様な資金調達を促進する。

##### 【計画期間中に取り組むべき重要施策】

###### (性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備)

- 性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、文化芸術の担い手が、持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、活動環境の改善のために必要な取組を実施する。

###### (共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進)

- 共生社会の実現に向けて、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、障害者等による幅広い文化芸術活動の推進や、障害の有無等にかかわらず誰もが文化芸術に親しみ、多様な活動に参加する機会の促進、地域における推進体制の構築に取り組む。

###### (外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備)

- 我が国において共生社会を実現するため、日本語教育の水準の維持向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備を目指す。

###### (文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進)

- 地域の文化芸術活動について、人口減少、過疎化、コロナ禍等により活動資金を確保することが困難となる中、地方公共団体が地域の文化財の保存活用を含む文化芸術振興のために、クラウドファンディング等の寄附を積極活用し資金調達を行っている好事例が生まれつつあることから、こうした事例を参考に、文化芸術振興を目的とした多様な資金調達・財源確保を促進する。

#### ⑤重点取組 5 文化芸術のグローバル展開の加速

## 2. 第2期計画における施策群

文化芸術基本法に基づく第2期計画の効果的かつ着実な推進を図るため、計画期間において推進すべき文化芸術施策を、関連項目ごとに施策群としてまとめ、それぞれに目指すべき姿を示す。

### 【施策群】

(重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 関係)

- ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展

(重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進 関係)

- ③ 「文化財の匠たくみプロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
- ⑤ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進

(重点取組3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 関係)

- ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保

(重点取組4 多様性を尊重した文化芸術の振興 関係)

- ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
- ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進

(重点取組5 文化芸術のグローバル展開の加速 関係)

- ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
- ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出

(重点取組6 文化芸術を通じた地方創生の推進 関係)

- ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
- ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興

(重点取組7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 関係)

- ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- ⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築